

優生保護法（1948年）の強制不妊手術は、都道府県の「優生保護審査会」が実施の適否を判断していった。審査会の役割を記した文書には、こうある。

「都道府県優生保護審査会の審査を要件としたのは（中略）不當に優生手術が行われるおそれがあることにも考えられるので、かかる趣旨によるものである」

法施行4年後の52年7月、厚生省（現厚生労働省）から都道府県知事に宛てたものだ。人権侵害や乱用を防ぐ「最後のとりで」と位置づけられていた。

だが実際には、乱用防止どころか、審査会が「不良

な子孫の出生防止」という「国策」遂行の旗を振り、率先して手術件数を増やす「努力」を行っていた。

「病名が●●（黒塗り）となっているが、優生保護法別表に掲げる病名とするよう検討願う」

これは、全国最多の手術件数だった北海道庁に残る道優生保護審査会（64年7月14日）の記録だ。医師から法律の対象ではない病名で申請されていたにもかかわらず、審査会は「適」と判断した。

しかし実態は…

形骸化した「チェック機能」

優生保護審査会に求められたのは…
強制不妊手術の乱用を防止する「チェック機能」

申請の大半が「適」に

1964年7月14日の北海道優生保護審査会の記録。手術は「適」としつつ、病名の変更を求めていた。

このやり方は53年6月の厚生省の通知で「適当でない」と禁じられていたが、北海道のほか、岐阜、三重、滋賀、福岡などの各県で広く実施されていた。

北海道によると、記録が残っている審査会への申請は1210件。このうち「適」と判断したのは1129件、93・3%にのぼり、「審査」が名ばかりだつた様子がみてくる。

行政が、強制不妊手術件数のノルマを課していた証拠も見つかった。58年、道が各地の保健所に宛てた文書には「保健所あたり年間2件程度」と数値目標を明

なくとも3人が会議なしに手術を決定されていた。

このやり方は53年6月の厚生省の通知で「適当でない」と禁じられていたが、北海道のほか、岐阜、三重、滋賀、福岡などの各県で広く実施されていた。

北海道によると、記録が残っている審査会への申請は1210件。このうち「適」と判断したのは1129件、93・3%にのぼり、「審査」が名ばかりだつた様子がみてくる。

行政が、強制不妊手術件数のノルマを課していた証拠も見つかった。58年、道が各地の保健所に宛てた文書には「保健所あたり年間2件程度」と数値目標を明

示し、「（審査会への申請者となる）管轄医師の積極的な協力を求めるようにする」と記されていた。

また、64年には各地の保健所長に宛てた文書は「年度当初以来の申請件数が減少の傾向」だとして、「該当者の発見に努め北海道優生保護審査会にて申請されるよう」求め、申請書類が必要なら連絡するよう呼びかけている。

国は「（手術の決定が）審査会の厳格な手続きを踏んでいた」ことを根拠に、呼びかけている。

日本は「（手術の決定が）謝罪や補償を拒んでいる。だが、残された資料は、形骸化していった審査会の実態を浮き彫りにしている。

（田之畑仁、布田一樹）

教えて!

強制不妊手術⑤ 形骸化した審査会 件数ノルマも

上2回トキ定は桀桀り洲通の難る

のツ

会

のツ

会